

令和8年度産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類及び有害物質濃度等の検査仕様書

環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課
(担当 宮島、濱 電話 075-222-3957)

1 委託業務名

令和8年度産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類及び有害物質濃度等の検査

2 検査の概要

市内の産業廃棄物焼却施設（2施設）から排出される排ガス、燃え殻及びばいじんを採取し、ダイオキシン類濃度並びに燃え殻及びばいじんの有害物質濃度を測定する。また、排ガスについては、ダイオキシン類濃度と併せて一酸化炭素濃度、酸素濃度及び温度を測定する。

3 対象事業場件数等

次の者が設置する2施設（計4炉）

- (1) 株式会社京都環境保全公社（2炉）
- (2) 光アスコン株式会社（2炉）

4 検体数等

次のとおりであり、検体の採取に関する詳細については本市と協議するものとする。

- (1) ダイオキシン類・・・計11検体（排ガス：4検体、燃え殻：3検体、ばいじん：4検体）
- (2) 有害物質・・・計7検体（燃え殻：3検体、ばいじん：4検体）
- (3) その他項目・・・計4検体（排ガス：4検体）

5 測定方法

- (1) ダイオキシン類濃度（排ガス、燃え殻、ばいじん）

排ガス	日本産業規格 K0311（2020）
燃え殻	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16年環境省告示80号）
ばいじん	

- (2) 有害物質濃度（燃え殻、ばいじん）

燃え殻	水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物	「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示13号）」に基づき検液の作成を行った上で、水質汚濁防止法に基づく排出基準に係る検定方法
ばいじん	水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン	

- (3) その他項目（排ガス）

一酸化炭素濃度	日本産業規格 K0098
酸素濃度	日本産業規格 K0301
温度	日本産業規格 K8808

(注) 排ガスの測定においては4時間平均を基準とし、炉の燃焼状態が安定した時点から、最低1時間以上経過した後、試料ガスを採取すること。

排ガス採取の様子を撮影し、報告書に添付すること。

なお、高所作業となるため、安全帯等の保護具を着用し、作業に当たること。

また、炉の安定状態を示す測定結果、及び運転状態の変化を記録し、報告書に添付すること。

6 検体採取の日程

契約の日の翌日から令和9年2月26日までとし、詳細については、環境政策局循環型社会推進部 廃棄物指導課（以下「本市」という。）と協議のうえ、定める。

7 契約期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日までとする。

8 測定機器及び機材

測定機器及び機材は受託者が用意するものとする。

9 報告

報告書については、計量証明書を添付し、検体採取終了後45日以内（ただし、契約期間を過ぎる場合は、この限りでない）に2部を、結果を入力した電磁的記録と併せて提出することとする。

なお、報告期日等の詳細については別途指示する。

10 委託料の支払

受託者は、前項の報告書提出後、本市の履行確認を受けた後に、委託代金の支払を請求するものとする。

11 検体の処分

分析の完了した検体は、報告書提出後3か月間、又は別に指示する期間保管すること。

12 その他

(1) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、本市の指示に従うこととする。

(2) 本件業務を受託する者は、ダイオキシン類測定に必要な設備及び適切な技術者を配置する等、一定の技術レベルを有し、次の条件を全て満たしていること。

ア 計量法第107条に規定する登録（事業の区分に「特定濃度（大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業）」を含むものに限る。）を受けていること。

イ 計量法第121条の2に規定する特定計量証明事業者の認定（事業の区分に「大気中のダイオキシン類」を含むものに限る。）を受けていること。

(3) (2)ア及びイを証する書類を提出すること。